

Ⅲ 基本計画

第1章

地域の未来を協創する

協働のまちづくり

(抜粋)

(原案)

審議会の意見を反映した修正案

第1章（基本目標） 地域の未来を協創する協働のまちづくり

第1節（主要施策） 地域活力の創造

第3項（施策分野） 人権尊重社会

【第1次総合計画での主な取組】

- 差別をしない心、差別を許さない心を育むため、保育園、学校での人権同和教育を推進しました。
- 人権尊重意識の向上を図るため、企業や地域で社会人権同和教育を推進しました。
- 人権侵害について関係機関で連携して対応する体制の整備を行いました。

【施策分野における現状と課題】

- 性別、子ども、高齢者、障害者、外国人、犯罪被害者などに対する様々な差別などの問題は今も存在しています。
- 部落差別問題については、2016年（平成28年）12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、相談体制の充実や、部落差別解消のための教育・啓発に取り組むことが求められています。
- インターネットやSNSの普及により、インターネット上のいじめや人権侵害が問題となっています。
- 人権問題の把握や問題解決について、関係機関が連携した的確な対応が必要です。
- 多様性を認め、誰もが自分らしく生きられる社会にするため、性的少数者に対する理解を深める必要があります。

【第2次総合計画における施策と展開方針】

1 人権意識の醸成と人権を守る取組

- 年齢に応じた学校人権教育、社会人権教育、企業人権教育などの人権同和教育を推進し、互いに尊厳を認め人権を尊重する心を育成します。
- 関係機関と連携して、人権侵害があったとき、安心して相談できる窓口や支援体制を構築します。